

R・カー||D・H・モリソン||M・H・
ベルンスタイン||R・C・スナイダー

『アメリカ合衆国における民主主義の理論と実践』(二)

萩野芳夫

第一章 政府の意味

——国家の規制機能と給付機能

政府の役割

政府の役割への不信

政府と人間の本姓

社会制度のなかの政府の位置

公的政府と私的政府の差異(以上七卷三・四合併号)

政府の重要な目的

1 平和の維持

2 個人の自由の保障

3 正義の確保

4 公共の福祉の増進

よりよい政府形態の絶え間ない追求

第二章 民主主義の意味

——社会における協調の重要性

理性の時代の所産としての近代民主主義

- 1 人間の尊厳
- 2 人間の平等
- 3 人間の理性
- 4 人間の善性
- 5 人間の現実性(以上本号)

政府の重要な目的

1 平和の維持

政府の第一の目的は、平和を擁護し秩序を維持することである。自然状態 (the state of nature) においては、暴力と戦争は、個人間や集団相互間に絶えまなくおこる争いを解決するための避けられない手段と考えられていた。人は、これらの争いを、規則にしたがい、平和的に解決することを求めて政府を設けることにした。政府は、社会内部の暴力と犯罪を予防し、共同体相互間の戦争を防止すること、および、暴力とか戦争に訴えることなく、争いを解決する手段を準備することによって、平和を維持することが期待された。社会の内部秩序と、外からの脅威にたいする平和の保障への人間の要求は、政府の樹立へと導いたすべての動因のうちの最も原初的なものだったのであろう。

政府は、國際の平和を維持することよりも、国内の秩序を維持することに多くの成果をあげてきている。今日でも、合衆国政府の支出のうち半分以上が過去の戦争と、国民の現在及び将来の安全の保障のために費されていることをみれば、平和の維持が、政府の直面する最も重大で未解決の問題であることを明白にしている。あきらかに、政府は、この目的の達成に堪しては、ほんのわずかの成果をあげただけである。これまで、しばしば平和を維持する努力のすべてが失敗に終って、内戦或いは國家間の戦争が生じた。逆説的にいえば、今でも政府間の戦争は、平和にいたる手段と考えられている。というのは、戦争により、しばらくの間平和は失われるが、人々を戦争にかりたてたものが何であろうと、戦争の最終目的は平和の回復であり、戦争の結果生じる平和は、通常、それ以前の平和よりもさらに安全を保障するものだと期待するからである。

概して、国内の無秩序と國家間の戦争を生み出すのは、政府ではなく個人や人民 (individuals and peoples) である。たしかに

政府首脳によって、権力への強い欲望を満たすための手段として、計画的に誘導された無秩序や戦争があった。そのほか政府首脳の無能力によりひきおこされたものもあった。しかし、歴史上の深刻な社会的無秩序は、しばしば人民の諸利益の対立や国家間の利害対立から生じている。ここから、可能な限り平和的手段により対立を解決することが、政府の目的とされているのである(歴史上、国内的、国際的な無秩序の多くが、政府の努力により回避されたことを忘れてはならない)。戦争がおこったときには、それを迅速かつ首尾よく遂行し、平和を回復することによって紛争を解決するのが政府の目的である。

2 個人の自由の保障

政府の第二の重要な目的は、個人の自由を伸張し保障することである。人間は、自然状態にあっては、宿命や外的環境の奴隷であり、自分の個性を発達させる機会をほとんどもちえなかつた。そこで人間は、個々の人間を繁栄させるような好ましい社会環境をもたらし手段として政府に目を向けたのである。すべての社会において、また、すべての時代において、政府のもつこの目的は、明確に意識されていたわけではなかつた。政府のこの目的は、一つには、国家は個人に奉仕するために存在するのであって、その逆ではないということ为前提としている。後の章「自由対権力」で見られるように、国家は個人に奉仕するために存在するという考え方が、意識的に、かつ忍耐強く主張されるようになったのは、ほとんど、ここ二世紀のあいだの西洋民主主義国家に限られている。しかし、個人の尊厳と重要性の思想は、人間の歴史と同じくらい古くからある考え方であり、社会制度の発達に深く影響を与えてきた考え方である。「すべての人は、自分自身を自己目的とし、個性の発展を追求する権利をもつ人間である。そして、人間は、尊厳と価値とを有し、それらに対する尊敬が人間結合(human association)の堅固な基礎となる」という考え方が現われてきたときこそ、人類にとって最高の日であった。政府を含めた人間結合が、個人の尊厳と価値にたいする尊重に基礎づけられているあり方は、複雑で、錯綜したストーリーをつくりあげている。そのストーリーは、多くの誤ったでき事や矛盾した筋書きに満ち満ちている。しばしば、一部の人間や特定の社会階級の地位の増強をはかるために、政府が利用されたことがあり、その他の人々や階級は、自己の利益を拡大させるのに十分な機会を拒まれただけではなく、時には奴隷状態を余儀なくされたことさえあった。しかしながら、長い歴史のなかで確実にいえることは、個人が他人の利益を無分別に侵すことなしに自己の利益を実現できるような、秩序ある環境を整えることによって、すべての人間の自由を確保するために政府が存在しているのだということである。

政府の活動と個人の自由とのあいだに、和解できない対立など存在しないという真理は、なかなか理解され難い。たしかに、政府と自由とは宿敵であるという結論が容易にひきだされるようなこと、すなわち、政府が自由の領域をしばしば侵犯することが行われてきた。しかし、真理はつぎのようなところにある。組織化された社会の中で生活し文明の恩恵をうけたいと望む者にとって、自由は、政府の活動に大きく依存しているだけでなく、これこそが政府の主要な目的であるということである。この真理は、アメリカの独立宣言のような個人主義の岩の中に見出される。そこに見られる「生命・自由・及び幸福の追求は人類の奪うことのできない権利である」という文言の後は、「まさにこれらの権利を確保するために、人類のあいだに政府が組織されたのである」という主張が続けられている。

人びとのあいだのさまざまな事柄にたいする政府の規制は、拘束なしに自分の気に入るようにやりたいという個々の人間の願望としばしば衝突するように見える。この衝突は事実、しばしば現実のものとなる。というのは、個人の自由を、なんの必要も合理性もないのに、極度に縮小させるほどに政府の権力の行使を拡張することは、政府にとっては、はなはだ容易なことだからである。しかしまた、自由への干渉とみえることが、しばしば大きな錯覚であることがある。自動車道で車を運転する者は、交通規則を守ることが義務づけられていることを、自己の自由が制限されていると考える。しかし、じっさいには、移動という意味における彼の自由は、これらの規則によって広げられているのである。もしこれらの規則がなかったら、必要とか楽しみのため、行きたいと思ういろいろな場所へ移動することは、全く不可能であることに気づくはずである。

Charles E. Merriam 教授は、この事実を次のような示唆によって説明している。政府による規制が、現在では十倍に強化されたので、通常人の活動範囲すなわち自由は、おそらく百倍にまで広がった。であるから政府の活動範囲が途方もなく広げられたということは、同時に、政府による個人の自由への干渉は非常に弱められたということができるのである、と。そして彼はつぎのように結論づけている。「そのように政府が規制を拡張し続けることは、じっさいには幻想にすぎないと信じるに十分な根拠が存在する。政府による規制の縮小が、すでに用意されていると主張することは、まさに可能である。」

政府による規制の一定の形態には、かならず終わりがやってくるということもまた真理である。アメリカの政治制度の短い歴史の中でも、奴隸制や女性の従属的地位 (subjugation)、土地の権利の移動に関する限嗣相続 (entail) や長子相続 (primogeniture)

などの制度は、みな廃止されてきた。これらの制度は、政府によって制定された法にその存在の根拠をおいていた。今日、我々がいつも不平を言っている現代の政府による人間の自由にたいするコントロールよりも、みぎの諸制度は、極度に人間の自由を干渉していたのである。

個人の自由は、政府の行為によって影響をうけるだけでなく、しばしば私的団体の行為によっても影響をうけるということを認識することが重要である。ある社会において出版の自由は、権力を笠に横暴にふるまう政治家 (power-mad politician) によって脅かされるのとおなじように、利潤を追求する独占的な出版社によっても脅かされるであろう。選挙権は、法にもとづいて行動する官吏によって侵害をうけてきただけでなく、クー・クラックス・クラン (Ku Klux Klan) などの自警団グループ (vigilante groups) によっても侵害されてきた。よりよい仕事に従事する自由は、政府の側のまじい税政策や制限的な規制措置によって危険にさらされるだけでなく、事業の投資にさいして、資本家が自己の資本への危険を考えて投資に消極的になること、あるいは、専門的な職業組合や労働組合が、特定の職業領域につき、仕事の機会を、選ばれた少数の人に制限しようとすることによって、容易に危険にさらされるのである。私的団体の制度や慣行のために人びとの自由が不当に制約をうけたことを知ったとき、人びとが救済を求める相手は、通常、政府にたいしてであるのはたしかである。

歴史の進展は、必然的に、より制度的に完備した政府の実現へと進んでいるようにみえる。しかしたとえば、アメリカ合衆国において、過去にみられたよりも今日のほうが、よりすくない自由しか存在しないと言ふことにたいしては疑問がある。むしろ、増大した政府の活動のすべてではないにしても、その多くが個人の自由を推進するのに役立つてきたというのが真実なのである。

3 正義の確保

政府が最も古くから担う目的の一つに、人間にかんするさまざまな事柄を規律し、紛争を解決することがある。それは、人間の生活が、公正さ、適切さ、予測可能性の程度、正義と呼ばれる特性によって計られることを意味する。正義は、プラトンやアリストテレスの時代から現代にいたるまで、哲学者達の関心をひきつけ続けてきた概念であるが、容易に定義づけるもしくは説明することができない。しかしながら、社会において正義が果たす役割の理解や、正義を全うしていくさいに政府側の果たす役割の理解は、「法的正義」と「社会的正義」を考察していくことによって深められうる。

法的正義とは、法に基づき裁判所によって実現される正義である。政府は、一定の方向で正義が当事者のあいだに実現されるように、個人間の紛争を解決するための手段を準備する仕事をひきうける。これは、まず正義が見い出され、較量されるための基準となる枠組の設定により、ついで、その基準の適用によりそれを実現していくための公的機関を設置することによって達成される。正義の判断基準となる枠組とは法のことであり、機関とは裁判所のことである。

絶対的正義についても多くの議論が存在する。あらゆるところで、永遠に、有効な普遍的法則にまで高められた正義が、絶対的正義という言葉であらわされるのである。「自然法」は、物事の本質にてらし有効であるような普遍的な法則を発見する一つの方法である。じっさいには、ほとんどの法は、人間の手によって作られており、特定の時代、特定の人びとの慣習や生活態度を反映する一連の価値判断からなっている。いかなる場合においても、人間の紛争が普遍的で公正な規範に基づき公平な裁判官によって解決されるというのが、法的正義の理想とするところである。ところがじっさいには、法的正義はいつもこの理想に達することがない。しながら政府は、人間のあいだに起る紛争の解決に、かなりの程度の「公正さ (fairness)」をとり入れるのに成功してきた。

社会的正義は、すべての人間に公平な方法で、文明がもたらす産物を分配することにかかりをもつ。そこには、産物の分配が行なわれるにあたっての基準となるようなさまざまな価値判断がある。資本主義社会では、生産の質と量にてらし、その労働に応じた報酬をうけること、そしてこれらの差別的な報酬は、個々の人間が社会的生産物に対して自己の分け前を請求することのできる力に対応していなければならないことが前提とされている。この点について、社会主義社会は、その価値基準として、個々の人間は能力に応じて社会的富の生産に貢献すること、および、自己の必要に応じて財産の分配をうけるという法則を採用しているのである。いづれのばあいにおいても、政府は社会的正義を促進するという役割を担う。過去においては、この役割は、政府が法的正義を促進するのに果たす役割ほどには、その存在理由として重要なものではなかった。しかしこの役割は現代においては、だんだん重要なものとなっている。老人福祉、失業保険、労働賃金と就業時間、農業への助成など、現代の政府が担う作用は、社会的正義——すなわちすべての人々に国家の産物を正当に分け与えること——との関係がますます深くなってきたことを立証するものである。

4 公共の福祉の増進

さいごに、政府は、社会とその構成員の物質的福祉を促進する目的に関与するものである。前述のように、諸国家は異なった経済

原理の上に成り立ってきたのであるが、たとえ異なった方向、異なった段階にあらうとも、つねに政府は、健全な社会経済を促進するよう期待されていたのである。現代ふうにいえば、政府は、社会が可能な限り高い生活水準を享受しうる様に「完全生産」(full production)を奨励すること、あらゆる人が、全体の活動に参加しているという意識をもち、社会の産物を分配される権利を持つために、「完全雇用」を促進し、さらには、失業と生産の変動を避けるために景気循環の好不況の波をスムーズにすることを期待されてきたのである。以上のような政府の目的は、まさに現代的であると思われる。ところが今日でさえ、完全生産あるいは完全雇用などの実現の目的からみれば、政府がひきうけるべき責任の程度にかんしては、多くの議論がある。それにもかかわらず、社会の物質的福祉にたいする関心は、政府の最も古くからの目的の一つであり、さらに意識的にしろ無意識的にしろ人々は、政府が彼らの経済的要求を充足してくれるのを期待してきたのである。

自由放任政策の経済原理——社会的物質的福祉を促進する積極的役割を政府は担わない——が、今世紀のなかばまで政治史を支配していたかのように考えることは誤りである。自由放任政策は、一九世紀の社会事象である。古代世界、中世さらに近代の政治史を念入りに考察すれば、政府が常に人々の物質的福祉を促進する積極的手段をとるよう期待されてきたことがわかる。特別な成果を生むための保護関税、私企業や公的企業への助成金、価格や通貨の市場操作は、歴史と同様に古いものである。一九世紀ですら、念入りに研究すれば、自由放任政策のもとにあったけれども、人びとが考えているよりもはるかに政府と経済的福祉との関係が深かったことがわかるのである。アメリカの最も博学な歴史家の一人はつぎのようにいっている。「政府が、企業に干渉すべきかどうか問うのはもはや遅すぎる。政府はつねに企業に干渉してきたのであるから。唯一適切な設問は、どのような方法で、さらにどのような範囲で干渉すべきかである」。

人間の存在における権力としての政府が、多小とも縮小されうるといふ幻想は、避けられねばならない。「国家の滅亡」は、政府を通じて社会問題を解決するための苦闘が、せいぜいわずかな成功しかもたらさないために、人があこがれをもって考える魅惑的な可能性ではある。しかしながら、生活問題の多くを政府を通じて処理していくのが人類の適切ないき方であることは、常識の示唆するところである。というのは、ふたたびリンカーンの言葉で表現すると、政府とは、社会が必要とするにもかかわらず、ばらばらの個人的な行為によっては実現されえないことがあきらかなものを実現しようとして、人がつくりだした制度以外のなんであろうか？

「福祉国家」についてのアメリカにおけるさいきんの議論の多くは、人を誤まらせるし、危険でさえある。なぜならそれらは、アメリカ人民は、彼らの福祉を増進させるために政府を失うことと、使わないこととのどちらかを選択することができることを示唆しているからである。そのような選択はまったく存在しないのである。もちろん、公共の福祉の促進を企図したあたりしいあるいは拡大された政府の給付についての個別的提案は、つねに注意深く、徹底的に、それらが実施される前にそれらの利点を調査検討されるべきである。そのような検討の過程で、多くの提案は拒否されるであらうし、拒否されるべきである。しかし政府は、公共の福祉を増進させることにとうぜん関係すべきであり、政府が、人々にとくべつなそして積極的な給付をなしうるのだという考え方は不可欠である。

よりよい政府形態の絶え間ない追求

政府の歴史は実験の歴史である。人々が、存在する政府形態に、これまで長いあいだずっと満足してきたというようなところはどこにもない。政府の目的は、過去のいずれの制度の下においてよりも、もっとよく実現されうるといふ期待をもって新しい形態を追い求めるのが、これまでの趨勢であった。アメリカの憲法制度が、——まだ二世紀に満たないのに——歴史上すでに最も長命な政治実験の一つであることは、意味慎重である。

政府の制度的変革は、当面する諸問題を解決するよりよい手段を見出す努力のみによるのではない。文明それ自身が絶え間なく変化しているという事実にもよるのである。もし人類の歴史について、あきらかな事実があるとすれば、それは人類の生存の性格の大きな変化が、何世紀もかかって起ったということである。歴史上のある時代には——たとえば中世——生活は、ほとんど大部分が変化せず、人間の制度や習慣が一定の形態に固定してしまっていたという事実がある。しかしより長い歴史の流れにおいては、変化が、支配的な法則であるといつてよい。さらに、近代においては、変化がとりわけはげしくなった。一八世紀の終り頃からは、文明開花が飛躍的に、息せき切つて進んだ。

歴史の流れのなかで、政府は、人類の意願と発明の才能が産み出した変化する状況に絶えず適合しなければならなかったのであつて、このことを認めることはだじなことである。政治制度が変化しないばあには、遅かれ早かれ、それらは時代遅れで現実にそ

わなないものになってしまふのである。それらは、しばしば、ついには革命という手段によって変革されなければならなかつた。革命による変革は、しばしば暴力を伴うものであるところから、人類は、かかる変革のために多大の対価を支払わなければならなかつた。人類は、政治の分野で、より多くの経験をつみ、知識を得るに従つて、政治の制度とその運用が時代遅れとならないうように、それらを改める平和的手段と科学的手段を探究してきたのである。このように、国家の政治制度の基礎的な試金石は、人類の歴史が容赦なく前進していくときに、変革に努め、現実に合わせていくという柔軟さそのものである。

変化と改革は、それらの性質が何であろうとも、良いことと考えるべきであることはいうまでもないのである。長い時間をかけてだんだんと成功した政治制度は、いづれも、大いに敬意を払われるに値する微妙に均衡のとれた機構となつてゐる。そのような制度を無謀にいじくりまわすことは、非常に無責任なことであらう。しかし、政府は、多かれすくなかれたえず自らを改革し、変わりゆく時代の要請と新しい問題に適合させる努力をすることなしには、その目的の遂行上不十分なものであるという批判をまぬかれることはできない。

社会問題に挑戦するという経験主義的精神の貫徹は、ルーズベルト (Franklin Delano Roosevelt) 大統領の時代に例証されてゐる。それはまた、たしかに、彼の政権がもつていた多くの政治的魅力を説明するものである。ルーズベルトは、彼が一九三二年に大統領に任命されるすこしまえに、Oglethorpe 大学での講演でつぎのように述べていた。「もしも、国家の性格についての私の理解が誤っていないければ、国家は、大胆で、かつ持続性のある実験を必要とし、要求してゐる。ときに応じ一つの方法を採用し、それを実行してみることが常識である。たとえ失敗しても率直に許し、他の方法を試させるべきである。いずれにせよ、まずは何かを試みるべきである」。

ルーズベルトは、大統領職任期四年後の一九三七年に、ふたたび、実験を行うことの重要性についての彼の信念を確認してゐる。

「われわれは、政府を、社会の要請に適合するようにするのは時間がかかることを承知してゐる。しかし、近代の歴史は、改革が、たいへん遅延したり、拒否されたりしたときには、平和が危機に陥り、民主主義の基礎が危うくなり、市民的自由や宗教の自由が侵害されたことを教えてゐる。

しかり、いまや、個々の政治家、政府、そして政府を構成する三つの機関にとって、時こそが、以前にくらべて決定的な重要性をもっている。

われわれは、生活の必要に法律によって対応していくことができるのだから、つぎの世代に犠牲を背負わせることはもはや許されないのである」。

政府の歴史は、ごく限られた成功と多くの失敗の歴史であった。秩序ある文明社会を発展させる手段として、満足のいく政治制度をつくりだす努力を尽して、人びとは、歴史上、最も困難な偉業の成就に挑んできた。政府が成すことを期待されている巨大な目的を考えれば、満足のいく政治形態の追求が、いまだに完全な成功を遂げていないのは驚くにはあたらない。そのうえ、人間生活はますます複雑化してきており、文明の諸問題もしだいに解決が難しくなってきた。したがって、どちらかといえば、現代人は、先輩たちが到達していたよりも、政治的な諸問題の最終的解決から遠ざかったようにみえる。

政府はたえず転換するという事実は、政府を設立し、政治的実験をすることによって、地上における人間の存在を、より満足のいく、有意義なものにしようという人間の努力のなかに、何か根本的な間違いがあることを示しているわけではない。他方では、もし人間が、変わりゆく世界の問題に対処するための努力によって自らの責任を果たすべきであるならば、政府は、よりいっそう効果的にその目的を達成しなければならないことが、ますます明らかになってきている。まことに、歴史は、文明と破局との争闘である。政府の成功あるいは失敗は、その争闘の結果に大きな影響を及ぼすであろう。政府なくしては、この争闘は、破局に向かうにちがいない。しかし、たとえ政府が存在していても、政府がなすべきことを適切に実行できないような政府であったなら、文明と破局の争闘は、やはり破局の勝利に終るのである。

ミルダール (Gunnar Myrdal) は、現代社会科学の記念碑的な名著である『アメリカのディレンマ (An American Dilemma)』のなかで、現代社会の欠陥は、人間が、政府のような制度をつうじて問題の解決を試みてきたという事実の結果ではなくて、むしろそれらの制度が本来あるべき姿に比べ劣っているからであると指摘している。彼はつぎのように書いている。

「社会研究は、善良な人びとが、家庭内においてであれ、共同体、国家、あるいは世界において生活をともにするときに、潜在にか意図的にか、しばしば自分自身で、あるいはお互いに、その生活を地獄に落してしまうのはなぜかという理由の説明に関連している。誤ちは、政府が組織されたこと自体によって生じたのではないのはたしかである。人びとは、彼らがつくりあげた制度に、高い理想を結びつけたのである。これらの制度は、人間を孤立した個人とみがちであった方向から、協同と正義とのかかわりを見る方向へと、確実に人びとを向けていつている。誤ちは、むしろ、われわれの組織の構造が、いずれもそれだけではあまりにも不十分で、全体社会のなかにまぎれにくい具合に統合されていることである」。

そして、彼は、みぎにつづけてつぎのように指摘している。

「合理主義と倫理主義は、社会研究の推進力であり、それはまた、制度が進歩し、強化され得るものであって、人間は他人と幸福な生活を送るのに十分善良なものだという教義でもある。終りのない社会建設の事業のために、実践的な公式を見つけたことが、社会科学の崇高な使命である」。

結局のところ、もし人が、自分自身を環境の支配者にするための闘争において自分の責任を果たさざるならば、処理されるべき現代社会の困難な諸問題は、政府の機構をつうじてつねにより満足のいく結果を生み出すにちがいないとはつきりいうことができ。みぎの著者が試みているように、アメリカの政府を考察するにあたっては、その組織や手続が、それらの存在目的を遂行していくうえでどの程度効果を発揮したか、絶えず変化する社会秩序の需要にどの程度対応できたかを決定する努力が払われねばならない。そうすれば、アメリカ政府について、適切に設問がなげかけられるであろう。それは政府の偉大な存在目的に十分に役立っていると考えられるか？ 最初のやり方に欠陥がみつかったとき、それらは修正されてきたか？ 時代が変化し、社会問題がより複雑になつていくにつれて、その機関や作用は作り変えられ前進してきたか？ 政府は今日、自らに課せられている大きな機能を、適切に、効果的に実現するのにふさわしいように組織されているか？

第二章 民主主義の意味

——社会における協調の重要性——

われわれは、民主主義という言葉によって、正確には、なにを意味しているか。今日のアメリカ政治学の専門用語で、これほど一般的な言葉はない。わが国の理想にとつて、これほど根本的だと考えられる概念はない。しかしこの言葉は、定義することが容易ではないのである。進歩・正義・福祉等の言葉と同様、民主主義の内包はあいまいでばくせんとしている。その言葉は、指示する対象 (referend) をもっていない——すなわち、それは、明瞭で正確な対象や形象を連想させないのである。さらに民主主義は、あきらかに、いろいろな時代に、いろいろな人びとにとつて、異なった事柄を意味してきた。つぎのようにもいわれてきた。「民主主義は、生活のあらゆる領域にかかわりをもっている。そして、それは、すべての領域で満足のいくような、普遍的な一般化を拒否し、特別な問題を生じさせている」。民主主義という言葉の適切な用法にかんし、現在ソ連とのあいだで行なわれている論争は、この定義づけの困難さを表わすごく卑近な例である。いっぽうでは、ソ連が、たほうではフランス、イギリス、米國などの西側諸國が、自己の制度は民主主義的であると主張している。あきらかに、彼らは、その言葉を同じ意味で使っていない。

かりに、アメリカ合衆國の政治経験のみに考察を限定しても、民主主義の意味について、アメリカ人のあいだに多くの混乱が存在してきたことはあきらかである。われわれの政治経験は、つねに民主主義の大きな試みの一つであつた。しかし、憲法の起草者が、どの範囲までのことを考えていたかについては疑問がある。わが國の歴史のうえで、しばしば多くの人びとが、民主主義の意味するところを誤解してきた。彼らは、民主主義は、自分たちの利害に相反するものと考えたのである。われわれの生活形態のなかには、民主主義とは両立しないものがつねに存在しているという。たとえば、人びとは、しばしばわれわれのそれは共和政であつて民主主義ではないと主張する。しかし、そのような区別の主張者が、区別の意味内容を筋道たてて説明することに成功したためしは、まずないといつてよい。通常は、政府の問題に大衆が大きな影響を与えることにたいする嫌悪が、その動機になつていたのである。

さいごに、原理と現実のあいだに存在するギャップが、民主主義の理解を困難にしていることが指摘されうる。理論のうえでのみ

民主主義と實際上の民主主義とのギャップである。今日のアメリカ政治制度は、じつさいには完全な民主主義からは程遠い。さまざまな制度や、手続、条件が完全な民主主義からみて、はるかに劣るものと指摘するのは易しい。にもかかわらず、わが国の民主主義の伝統や理想は、人類が歴史上知っている民主主義の最高形態に劣らない位民主主義的であつたし、現在もそうである。このように、民主主義の意味を議論する際には、理念と實際を区別する必要がある。

民主主義の全歴史を、難なく説明することのできるような、民主主義の性格づけや定義は存在しない。民主主義の概念は、その歴史の起源や、民主主義を支持する人びとが主張した理論を考察することによって、あるいは、民主主義的生活様式を目指した人びとが直面した経験やそれぞれの時代の民主主義の実験から生じた困難や論争を検討することによって、最もよく理解されうる。このような体系的分析は、本章の範囲や目的を超えている。しかし、アメリカの政治制度が正しく考察され、評価されるためには、民主主義の意味にたいし、いくつかの予備的な注意が払われねばならない。

理性の時代 (the Age of Reason) の所産としての近代民主主義

現代社会にも、歴史上周知の、強力で広大な独裁制国家や専制国家の出現がみられるが、アメリカ人は、民主主義をとうぜんのことと思う傾向がある。アメリカ人にとっては、生活の民主主義の様式はいかにも合理的で望ましいものに思われ、民主主義であることに必然性がないという考え方は、理解しがたいのである。彼らは、今日のはとんどの民主制が、前世紀か、およそその頃に作りあげられたということを聞いて驚く。たしかに、古代世界のギリシャ都市国家では、民主主義——我々が今日その用語を理解しているのと同じ意味で——が、短期間ながら、かなりに実現されていた。また、この言葉は、おそらく古代ローマのほんの数十年の生活形態を性格づけるためにも用いられるであろう。民主主義は、スイスやオランダのような一、二の小国家とか、中世や近代初期のいくつかの都市の政府についても、知られている。しかし、今日の偉大な民主主義——イギリス、フランス、アメリカ合衆国——は一八世紀の終りにやっと出現したのであり、この世紀に大きく開花した哲学や文化運動で特徴づけられる「理性の時代」の最後の所産なのであつた。ロック、モンテスキュー、ボルテール、ルソーといった多数の人物が、「理性の時代」の哲学に貢献した。そして

多くのでき事——とくにイギリス、フランス、アメリカの革命——が、変革の歴史を彩った。重要なことは、「理性の時代」とともに、政府の責務である人びとのニーズをみたます最善の方法として、民主主義的政治制度を導入することを是とする世論が出てきたことである。

「理性の時代」の哲学者によりひろく支持され、政治的思想実現のための組織的統一体に結びつけられた理念にはつぎのものがあ

1 人間の尊厳 (man's integrity)

集団よりも、個人が、生活の中心のかつ重要な単位と考えられることである。ひとりひとりが、社会が認め尊重しなければならぬ価値と個性をもっている。社会制度は、すべて、その最終目標として、社会を構成する個人の希望の達成と可能性の実現をめざすものでなければならぬ。このことは、個人の利益が、集団の利益に従属してはならぬことを意味するのではない。しかし、集団は、それ自体として重要なのではない。集団は生活の目的ではなく、手段にすぎない。時には、集団の利益が、個人の利益よりも優越することがありうる。それによって、個人の集合としての多数者の利益が促進され、そのことは、個人の利益を侵すことにはならないからである。

2 人間の平等 (man's equality)

個人の尊厳と個人の重要性への信念のコロラリーとして、人間の平等の原理が主張される。それは、かならずしも、すべての人が生物学的に平等であると主張されるのではない。すべての人が機会の均等と法の下の平等な地位を享有すべきであることが主張されるのである。出生・財産・人種・信条にもとづく特権階級は存在してはならない。個性を表現することや才能を発達させ、活用する公正な機会を拒否する結果をもたらすからである。

3 人間の理性 (man's rationality)

人間は、生活のうえで出会う現実の問題を理解し、解決するために、精神を働かすことのできる理性的存在である。人びとの人生航路を方向づける強制は存在しない。人は、人生航路の進路を選ぶさいに選択の自由を有する。よりよい方向への生活形態の進歩

は、つねに可能であり、人間の不断の目標なのである。

4 人間の善性 (man's goodness)

人間は、本質的に善性である。人は、どうしても自分の利益を求め、才能を有効に利用しようとするが、しかし、人道的本性をもたもっている。人には、親切心があり、多少とも無欲な面もある。このことは、人間が、たんなる動物ではないことを示している。人間には心があり、それゆえ道徳律に従って生活していくことができるのである。

5 人間の現実性 (man's practicality)

人間は理性的かつ道徳的存在であるために、自分を規律することができる。それゆえ、社会の共同利益が保護され、促進されうるのである。民主的思考は、社会の進歩が人間の従属を要求するという議論を認めない。人間は自己規制ができるとみなしているからである。とりわけ、人がその隣人と平穩に共同生活をするべきであるならば、衝突する利害を調和させねばならないと、誰もが知っていることみなしている。人が生きていくうえで、さまざまな協調が必要なることを知っていることみなしている。人間生活を組織づけ、人が生活していくうえでつねに遵守しなければならない根本法則が、存在するであろう。しかし、調和を保つのに必要な、お互いにとっての調整の基準を与える法則を、人びとが遵守するとはかぎらないので、その法則は、お互いに異なっている意見を調整しなければならぬという、たんなる共通意識にすぎない。

それからまた、民主主義は、生活に即して、生活の仕方とか生活の機構、すなわちイデオロギーや政治制度の面から定義される。イデオロギーとしては、民主主義は、個人の重要性、個性を表現する各人の権利、集団的意思決定や社会政策を決める際に他の人びとと等しく発言する権利、生活上の便宜を利用する機会を仲間と均等に持つ権利、を強調する。政治制度としては、民主主義は、個人個人によって生活の便宜がより多く享受されることを促進し、また、個人と集団の利害の衝突が大きな人間活動の領域において、協調と調整を実現するための自律的機構である。

本稿の土台になった原書を読む集まりの参加者は、つぎのとおりである。

(つづく)

一九八四年度大学院修士課程・加藤隆一、北川ひろみ、学部四年ゼミ・中村敬子、三年ゼミ・梅村祥子、中島真澄。